

令和8年度南富良野大乘会事業計画書

1. 基本理念

職員は、すべての人々が手に手を取って助け合い、ともに生きる「大乘の心」を育てるとともに、ご利用者の希望・成長（自立）・幸せのために、地域における人々の和と輪を大切にしながら、限らない福祉の心の広がりを求めています。

2. 基本方針

日本国内の深刻な少子高齢化に伴う労働力不足は顕著な状況となっており、福祉人材の確保はかつてない困難な状況にあります。当法人においても、職員不足により高齢者事業のご利用者の安全とケアの質の維持を図るために、「一味園」に集約することで、職員の労働負担を軽減し、多職種連携による包括的かつ専門的なケアを安定的に提供するための持続可能な経営基盤の再構築を図りました。

なお、課題である特養ふくしあについては、更新期限での指定基準を満たせないことから、跡活用として就労継続支援B型事業のなんぷ～香房出張所として有効に転用・使用するよう進めます。このことにより、限られた職員で施設内ケアに留まらず、地域の皆様と障がい者施設のご利用者に対する包括的ケアを進め、社会福祉法人としての機能を十分に果たすよう、地域に根ざした福祉の核として今後も各種事業を推進してまいります。

また、昨今の世界情勢に起因するエネルギーコストの上昇及び米や食材、更には日用品等の物価高騰は、法人の財政を圧迫する深刻な課題となっています。このことにも引き続き全事業所において徹底した節電・節水と効率的な備品管理を行うなど、適切な予算執行管理を進めます。一方、人件費高騰に伴う職員の賃金改善では、国の処遇改善施策や介護報酬臨時改定を最大限に活用し、ベースアップや初任給の改正を行うとともに、効率的な予算執行と職員処遇の向上に努め、安定した組織運営と生産性の向上を図るように進めてまいります。

つきましては、令和8年度の重点事項について、次のとおり取り組みます。

- (1) 法人の高齢者事業及び障がい者事業の各種福祉サービスについては、町内外の潜在的ニーズを的確に把握するとともに、各事業所の職員配置状況に見合う最適な事業規模の維持に努めます。
- (2) 全国的な福祉人材難により職員確保ができないことで休止している特養ふくしあについては、今後も人材確保が見通せないことと施設指定更新期日が4月30日を迎え基準配置等ができないことでは、特養事業を廃止することとし、施設の跡活用として、なんぷ～香房の出張所として有効に使用開始を進めます。
- (3) 法人の施設整備事業については、事業計画を基本として各種補助金等の活用を図り、施設・設備整備と保安全管理を進め、ご利用者の生活環境の向上に努めます。
特に、特別養護老人ホーム一味園の改築整備事業については、将来的な福祉ニーズの変動を見据えた事業計画の検討策定を行い、費用対効果を含めた検討を進めます。
- (4) 介護報酬及び障がい福祉等サービス報酬については、報酬体系に沿った運営事業と各種加算制度に対応する体制整備を図り、適正な報酬請求事務を進めるとともに、令和7年度賃上げ・職場環境改善事業補助金及び令和8年度の介護報酬臨時改定を活用し、ベースアップと初任給改正等を行い、職員の処遇改善に努めます。
- (5) 職員の確保については、就活サイトや人材紹介会社等を活用して福祉にマッチングした人材を確保するとともに、各福祉系大学・専門学校、高校との連携を深め、情報を共有することと魅力ある職場づくりと情報発信に努めます。

また、外国人雇用については、東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会の留学生の受け入れと新たな特定技能実習者を雇用し、法人各事業所の人員配置を進めます。

- (6) 各種感染症対策については、基本的な感染防止策を講じ、事業所内にウイルスを持ち込まない・広めない体制を強化し、感染予防の協力を徹底するとともに、各種研修や事業所間で情報を共有し、法人全体で迅速な対策ができるよう努めます。

- (7) 法令遵守の徹底と各種ハラスメント対策等を含めた健全な職場環境の確立では、顧問弁護士や社会保険労務士、経営コンサルタントの外部専門家と連携を一層強化します。就業規則や諸規程等を定期的に見直し、常に法制度に適応した運営を徹底します。
- 特に、職員一人ひとりの権利を尊重し、有給休暇取得率向上に努め、仕事と私生活（ワークライフバランス）の調和を図り、心身ともにゆとりをもって働ける風通しの良い職場環境に努めます。
- (8) 権利擁護事業では、ご利用者の尊厳を守り、一人ひとりの権利が尊重される生活を支え、不適切行為を許さない・起こさない体制を一層に推進します。また、法人虐待防止マニュアル等を全職員が深く理解し、ご利用者の権利・擁護を遵守するとともに、定期的な研修会への参加を通じて、職員一人ひとりの資質向上に努め、ご利用者の意向に寄り添う誠実な支援を実践します。
- (9) 障害者総合支援法における居住系サービス（障害者支援施設・共同生活援助）については、地域推進会議が義務化されたことに伴い、地域や関係者等の外部視点を取り入れた会議を開催し、事業運営の透明性を高めるとともに、サービスの質の向上を図ります

3. 管理運営

- (1) 役員、評議員、評議員選任・解任委員
- ① 理事・監事
 - ・定数 理事6名、監事2名
 - ・任期 令和7年6月17日から令和9年度定時評議員会の終結まで（2年間）
 - ② 評議員
 - ・定数 7名
 - ・任期 令和7年6月17日から令和11年度定時評議員会の終結まで（4年間）
 - ③ 評議員選任・解任委員
 - ・定数 3名
 - ・任期 令和7年6月17日から令和11年度定時評議員会の終結まで（4年間）
- (2) 理事会開催予定
- ① 第1回理事会（6月） 前年度事業報告、決算報告の審議
 - ② 第2回理事会（9月） 事業の中間報告、補正予算等の審議
 - ③ 第3回理事会（12月） 事業の中間報告、補正予算等の審議
 - ④ 第4回理事会（2月） 補正予算、事業の報告、人事等の審議
 - ⑤ 第5回理事会（3月） 新年度事業計画（案）、予算（案）等の審議
- その他必要に応じて、随時開催します。
- (3) 評議員会開催予定
- ① 第1回評議員会（6月定時） 前年度事業報告及び決算報告等の審議
 - ② 第2回評議員会（3月） 新年度事業計画（案）、予算（案）等の審議
- その他必要に応じて、随時開催します。
- (4) 監査の実施
- ① 第1回監査（5月） 前年度の決算監査
 - ② 第2回監査（8月） 4月から6月までの事業等の状況
 - ③ 第3回監査（12月） 7月から9月までの事業等の状況
 - ④ 第4回監査（3月） 10月から2月までの事業等の状況
- (5) 評議員選任・解任委員会
- ① 必要に応じて随時開催します。
- (6) 賞罰委員会
- ① 必要に応じて随時開催します。
 - ② 委員長及び委員4名をもって組織し、理事長の諮問に対し調査審議をして答申を行います。
- (7) 高齢者事業改革推進協議会
- ① 必要に応じて随時開催します。
 - ② 大乘会役職員及び南富良野町役職員で構成し、特別養護老人ホームと町内高齢者福祉の改善に取り組み、福祉サービスが安心して継続的に提供できるよう協議します。

- (8) 経営会議
 - ① 毎月1回定期開催します。
 - ② 理事長及び各事業所管理者で構成し、法人・各事業所の事業運営状況の報告・必要な協議・検討を行います。
 - ③ 理事長が毎月1回程度の決裁・報告日を設定し、法人業務の円滑化を図ります。
- (9) 運営会議
 - ① 毎月1回定期開催します。また、臨時的にも開催します。
 - ② 各事業所管理者等で構成し、法人・各事業所の運営状況や課題を整理するとともに、法人全体の連携と情報共有を図り、課題事項の協議と検討を行います。
- (10) 職員体制
 - ① 各事業所間の連携を図った効果・効率的な職員配置と事業運営で進めます。
 - ② 人事考課制度の活用で人事管理及び職員の育成研修を進めるとともに、キャリアパスとスキルアップの構築を図り、福祉・介護職員の処遇改善等に努めます。
 - ③ 多種の職員が参加できるように、研修体制においてはオンライン研修等を活用して専門性を図ります。
- (11) 財務、会計管理
 - ① 社会福祉法に基づいた法人経理規程に沿って会計処理等を適正に執行するとともに、会計コンサルタントの事務指導を受けて、各事業所の予算・会計管理と効率的で効果的な財務管理を行います。
 - ② 各事業所は、適正なサービス事業収入と最大限の加算及び補助金等の活用に努めるとともに、エネルギーコスト上昇及び物価高騰に伴う費用の節減と費用の見直しを進めます。
また、地域福祉の向上につながる公益的な社会貢献活動の推進に努めます。
 - ③ 南富良野大乘会の事業所が一体となった経営・事業運営を行い、安定性のある事業経営が推進されるよう予算管理と会計処理を進めます。
- (12) 労務管理
 - ① 顧問弁護士及び社会保険労務士等による指導と情報提供を受けて、労働基準法に基づく労務管理を適正に執行するとともに、法定リスクの把握とコンプライアンスの強化を図ります。
 - ② 職員の健康管理や福利厚生の実施に努め、働きやすい労働環境を確保するとともに定着化の向上に努めます。
 - ③ 労務に関する諸課題については、顧問弁護士等の専門家と緊密に連携し、トラブルの未然防止と迅速な解決に取り組みます。

4. 施設事業運営の検討について

法人における高齢者福祉事業及び障がい者福祉事業については、町内外の地域ニーズや各事業所の職員数に応じた適正な事業体制の構築と見直しが必要であることから、次の事項を重点として、改革推進協議会の意見を踏まえつつ、理事会・評議員会での協議を進め、将来にわたる法人の適正化と安定化を進めます。

- (1) 一味園の改築整備計画については、改築案と現施設の耐震・大規模改修の比較検討を進めるとともに、将来における南富良野町の高齢者福祉の在り方について協議・検討を進めます。
- (2) ふくしあについては、福祉従事者の確保難に伴い指定障害福祉サービス事業所への転用手続きを行い、適正な活用・運営に努めるとともに保全・営繕管理についても適宜実施します。
- (3) 障がい者施設の運営においては、職員数に見合った利用者定員数を検討するとともに、高齢化が進んでいるご利用者や身体機能の変化がみられるご利用者については、専門性の高い施設への活用等を検討します。
- (4) 法人職員の求人活動を強化するとともに、法人事業所のイメージアップに取り組めます。

- (5) 法人職員で特に、特定技能実習生の住居の安定確保を図るため、町内の空き住居を調査するとともに、職員住宅の改修・整備について検討を進めます。
- (6) 南富良野町の高齢者福祉の充実と法人職員が安心して生活ができる環境づくりについて検討を進めます。

5. 役職員等研修の実施について

法人経営及び福祉サービス事業の推進並びに多様化する福祉サービスのニーズへの対応を図るため、北海道社会福祉協議会等が実施する外部研修会へ参加するとともに、法人事業の充実・発展に資することを目的として、先進法人等への視察研修を適宜実施します。

6. 法人職員の人材確保と定着対策について

安定した法人の事業運営を図るためには、各事業に応じた適正な人員配置と専門性を備えた質の高い職員体制を維持することが必要であることから、法人事業所が一層「働きやすさ」と「働きがい」を実感できる職場環境となるよう、次の事項を重点として人材確保・定着対策を推進します。

- (1) 福祉担い手会議について、南富良野町・南富良野町社会福祉協議会・南富良野大乗会の三者による会議に参画し、情報交換と連携を図りながら福祉人材の確保に努めます。
- (2) 新卒学生の採用について、求人・就活サイトの活用に加え、各学校との情報提供を密に行い、職場ガイダンスや企業説明会等へ積極的に参加するとともに、福祉の魅力を発信し、多様な人材の確保に努めます。
- (3) 外国人の雇用促進については、東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会等との連携体制を強化し、外国人留学生の雇用を積極的に進めます。また、外国人受入監理団体の協力を得て、新たな特定技能実習者の雇用を推進するとともに、生活環境を含めたサポート体制の強化に努めます。
- (4) 法人独自の施設見学会や就労体験イベントを実施し、介護・福祉の仕事の魅力を伝えとともに、南富良野町の地域リソースをPRし、入職後のミスマッチ防止と職員定着率の向上を図ります。
- (5) 有料職業紹介事業についても活用を図り、特に潜在的有資格者の採用を進めます。また、北海道外からの移住者支援事業についても、事業所登録を行い、南富良野町と情報交換通じて、幅広い求人活動を展開します。
- (6) 国の介護・福祉職員処遇改善加算及び職場環境改善支援事業補助金等を取得し、職員の賃金向上と処遇改善を図り、人材の確保と定着を促進します。
- (7) 法人修学資金貸付金や就職支度金等の制度について、対象となる学生への周知を図り、円滑な採用につながるよう努めます。
- (8) 南富良野町と連携し、町の奨学金返還支援事業や家賃・転居費用助成制度について、ガイダンスやパンフレット等で広報し、助成金の活用を促すことで人材確保を図ります。
- (9) 有期労働者から準職員及び正規職員へのキャリアアップを促進するため、登用試験を実施するとともに、シニア層の就労希望者の活用を進め、潜在的有資格者及び特定技能を有する人材の採用に努めます。
- (10) 人事考課制度を職員のキャリアアップを構築する上でさらに活用し、職制に応じた研修を開催することで、職員の能力開発と育成に努めます。
- (11) 内部研修や外部講師による研修を実施し、福祉サービスに携わる職員としての専門性と倫理観の向上に努めます。
- (12) 法人職員からの人材情報を収集し、採用につながる活動を一層推進します。

7. 法人職員交流事業について

法人の職員が南富良野町で各種福祉サービス事業を発展・充実させていくためには、職員一人ひとりが心身ともに健康で働きやすい環境づくりが大切であるため、スポーツやレクリエーションなど、気軽に参加できる交流会を実施し、職員間のコミュニケーションと情報共有の活性化に努めます。

8. 法人の地域貢献事業について

社会福祉法人には、地域住民の暮らしに寄り添い、地域社会にとって有益な活動を行うことが求められております。特に、公益的な活動では、地域共生社会の実現に向けて、法人や各事業所が地域の実情や課題に応じた取り組みを進め、地域に開かれた活動を展開します。

9. 虐待の防止対応について

- (1) 各事業所では、虐待防止対策委員会等の運用を通じて、日常的に事業所内の介護・支援業務の検証を行い、虐待の未然防止に努めます。
- (2) 虐待防止法や法人虐待対応規程等に基づき、虐待防止責任者を中心に職員間で議論を深め、困難事例については、適宜ケースカンファレンスを実施し、適切な支援・介護サービスの提供に努めます。
- (3) ご利用者の人権と尊厳を守るため、権利擁護に関する内部研修や外部講師による研修への積極な参加を促し、職員一人ひとりの理解と意識向上を図ります。
- (4) 職員が相談できる体制を整え、安心して支援に取り組める環境づくりを推進します。

10. 安全・衛生管理・感染症対策について

職員は、常に事故防止と感染症予防に努め、ご利用者の安全確保と健康管理を次のとおり推進します。

- (1) ご利用者の介護・支援における事故等を未然に防ぐための対策を講じるとともに、事故発生時には適切な対応を行うとともに、再発防止に向けた改善策を講じます。
- (2) 施設内外の環境衛生に努め、ご利用者・ご家族・来訪者等のご理解とご協力を得ながら、感染症及び疾病発症の予防対策を進めるとともに、職員への衛生教育を行い、衛生設備の整備を計画的に進めます。
- (3) インフルエンザ等の感染症対策については、基本的な予防対策を徹底するとともに、法人事業所間での情報共有を図り、職員や家族等の協力を得ながら、より一層の予防に努めます。併せて感染症対策用品の整備と備蓄に努めます。
- (4) 新興感染症の発生時には、感染者対応に関する協定締結医療機関との連携体制を構築し、事業継続計画（BCP）に基づき福祉サービスの提供に努めます。
- (5) 法人職員は、公私において交通ルールを遵守し、安全運転に努めるとともに、交通安全運動活動を通じて、無事故・無違反の意識向上を図ります。

11. 災害への対応について

各種災害時には、ご利用者の安全確保を最優先に対応し、各事業所では、事業継続計画（BCP）や各種マニュアルに沿って、安心して日常生活を継続できるよう必要な対策を講じます。また、防災関連設備の整備・点検を進めるとともに、南富良野町防災係と連携して、講習やBCPの適宜見直しを図ります。

また、社会福祉法人富良野あさひ郷及び帯広福祉協会との災害等協定に基づき、非常災害時のご利用者の避難等に関する協力体制を継続し、相互支援を推進します。

なお、各事業所では、避難訓練と防災訓練を定期的実施し、職員とご利用者が緊急時に備えた防災意識を向上するよう努めます。

12. 大乗会職員研究発表会について

ご利用者へのサービスや介護・支援技術の向上、さらには事業所運営の発展を図るため、各事業所で取り組んでいる実践や工夫、課題への対応を共有する場として、法人職員による研究発表会を開催します。研究発表会を通じて職員個々の専門性や資質の向上を図り、各事業所におけるサービスの質の向上に努めます。

1 3. 情報公開・開示について

社会福祉法では、法人経営の透明性を図ることが求められています。このため、ホームページやSNS、法人の各種広報誌を活用し、各事業所の活動や財務状況、求人情報等を次のとおり発信します。

(1) 広報誌の発行について

大乘会通信や各事業所の広報誌を定期的に発行し、ご利用者のご家族・地域の皆様・関係機関等に情報を発信します。

(2) 法人ホームページ等の活用について

- ・事業内容や財務諸表等の法人運営に関する情報を公開します。
- ・人材確保に繋がる有効な媒体として、求人情報を効果的に発信します。
- ・ネットショッピングを活用して、授産製品の販路拡大を進めます。
- ・若い世代にも対応した、スマートフォンで閲覧できる情報の発信を推進します。

(3) SNSの活用について

SNS（情報通信）を活用し、各事業所の行事や特色と日々の活動内容を分かりやすく伝えるとともに法人の情報発信機能として情報を定期的に発信します。

1 4. 苦情の対応について

各事業所では、安心・安全なサービス提供のため、ご利用者のご家族の立場に寄り添った業務内容と生活環境等について、随時見直しと改善を図ります。

また、苦情等に対しては、法人の苦情解決規程及び虐待防止対応規程並びにマニュアルに基づき迅速かつ丁寧に対応し、必要な処遇や職員への教育・指導を速やかに行い、ご利用者が安心してサービスを利用できる環境に努めます。

1 5. 個人情報保護等の遵守について

個人情報等の取扱いについては、個人情報保護に関する法令を遵守し、法人の個人情報保護規程や各種規程に基づいて適正に管理・保管及び情報保護の徹底を図るとともに、必要に応じて各規程の見直しを進め、適切な運用に努めます。

社会福祉法人 南富良野大乘会
令和8年度 年間主要行事予定計画書

月 日		法 人 事 業	事 業 所 行 事	そ の 他
4月	1 日	辞令交付式・新年度体制		
5月	中 旬	法人監事決算監査(2日間) 第1回大乘会施設見学会		
6月	中 旬	第1回理事会(決算理事会) 第2回大乘会施設見学会		
	下 旬	定時評議員会(第1回評議員会)		
7月	4 日		大乘会スポ・レク交流会	
	未 定	役員等先進施設等視察研修		
	25日	第3回大乘会施設見学会 大乘会就労体験会(2日間)		かなやま湖水祭り
8月	上 旬	法人監事定例監査(2日間) 第4回大乘会施設見学会		
9月	5 日		大乘会ふれあいフェスタ	
	中 旬	第5回大乘会施設見学会		
	17日			南富良野神社祭
	中 旬		一味園敬老会	
	下 旬	第2回理事会		
10月	上 旬	最低賃金見直し(予定)		
	中 旬	第6回大乘会施設見学会		
	下 旬	ねむの木学園視察		ねむの木学園運動会
11月	上 旬	第7回大乘会施設見学会		
12月	3~9日		障がい者週間事業	
	上 旬	法人監事定例監査(2日間)道社		
	中 旬	協役員専門研修		
	未 定	第3回理事会		
1月	上 旬	二十歳を祝う会		
2月	上 旬	新採用職員オリエンテーション		
	中 旬	法人研究発表会 大乘会就労体験会(2日間)		冬イベント
	未 定	第4回理事会		
3月	上 旬	大乘会人事内示		令和9年度求人活動開始
	上 旬	法人監事定例監査(2日間)		
	下 旬	第5回理事会 第2回評議員会		
その他	年 間	運営・経営会議 (毎月初)		
	毎 月	理事長運営決裁(毎月末)		
	随 時	その他事務打合せ(随時)		

※ 事業実施日は、変更が生じる場合があります。

(社福) 南富良野大乗会 本部組織機構図

役員任期 : 令和7年6月17日～令和9年度定時評議員会
評議員任期 : 令和7年6月17日～令和11年度定時評議員会

令和8年4月1日 現在

評議員選任・解任委員任期 :

令和7年6月17日～令和11年度定時評議員会

